

宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム

■

宮城県キャリア形成卒前支援プラン について

1 キャリア形成プログラム・キャリア形成卒前支援プランについて

(1) キャリア形成プログラムの概要

平成30年度に医療法及び医師法の一部を改正する法律が施行され、都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされた。

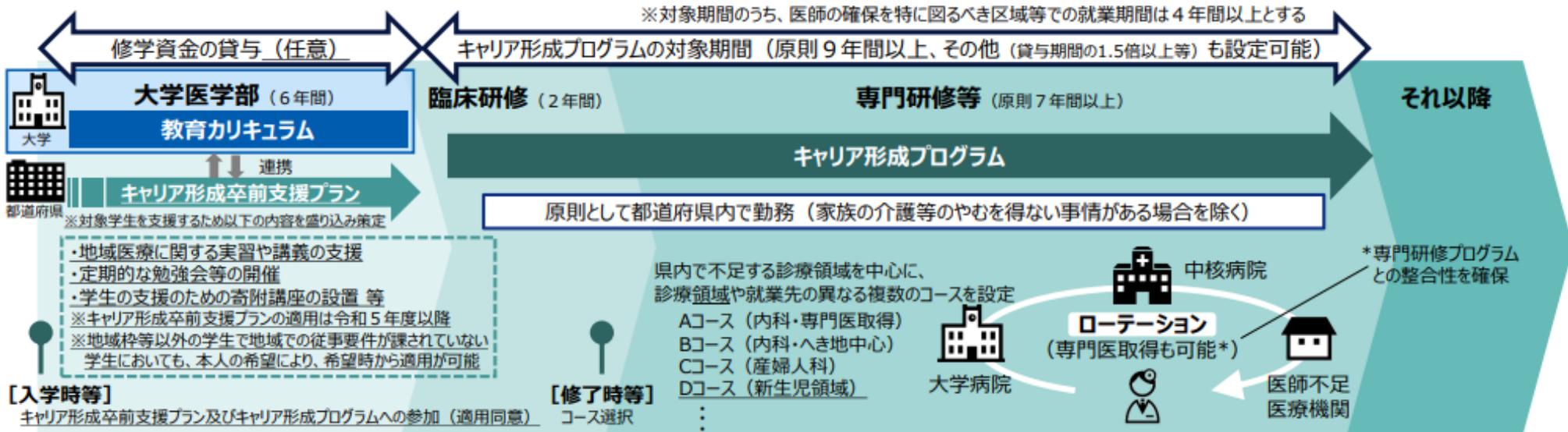
(2) キャリア形成卒前支援プランの概要

令和3年度には「キャリア形成プログラム運用指針(以下、「国指針」)」が改正され、地域枠等学生に対し、地域医療等に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的として、キャリア形成卒前支援プログラムを策定することとされた。

(3) キャリア形成プログラム・キャリア形成卒前支援プランの対象者

- ① 地域枠で入学した学生・医師
- ② 従事要件がある地元出身者枠で入学した学生・医師
- ③ 自治医科大学の学生・医師
- ④ その他キャリア形成プログラムや卒前支援プランの適用を希望する学生・医師

参考 キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ



令和3年度第2回医療政策研修会
第2回地域医療構想アドバイザー会議 資料より抜粋

2 宮城県キャリア形成プログラム・卒前支援プランの策定について

(1) 本県の状況

- 平成30年度の一部改正法の施行を受け、本県では、キャリア形成プログラムの策定が必須である東北大学地域枠医師（以下、「地域枠医師」）・自治医科大学卒業医師（以下、「自治医卒医師」）について、関連する条例や規則、要綱等を改正して対応してきたが、それらが体系的に整理されていない。
- 令和6年度以降、東北医科薬科大学宮城枠医師（以下、「宮城枠医師」）の義務年限が開始される。

(2) 今年度の取組

- 宮城枠医師については、国指針上、キャリア形成プログラム等の策定は必須ではないものの、本県の「医師不足地域における医師の確保」に関連することから、宮城枠医師のキャリア形成プログラム等を整備することとしたい。
- 宮城枠医師のキャリア形成プログラム等の整備に併せて、他の事業（①地域枠医師、②自治医卒医師、③修学資金東北大枠医師（手上げ方式）（以下、「東北大枠医師」）についても、改めて体系的に整理することとしたい。

3 宮城県キャリア形成プログラム・卒前支援プランの概要（運用指針との関係）

（1）キャリア形成プログラム

項目	国運用指針（令和3年医政発1201第1号）の内容	本県の状況・対応方針
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①地域枠医師 ②地元出身者枠のうち、従事要件がある医師 ③自治医卒医師 ④その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域枠医師 ②該当なし ③自治医卒医師 ④東北大枠医師・宮城枠医師
コース（専門医）	<ul style="list-style-type: none"> ・コースは、地域医療対策協議会における協議に基づき、都道府県において必要とされる診療領域を中心に設定すること。 ・個々のコースにおいて、取得可能な専門医等を明示すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にはこれまでの運用に基づき、事業別に整理するものとする。 ＜取得可能な専門医＞ ✓ 地域枠：制限なし ✓ 自治医：内科、整形 ✓ 東北大枠：制限なし ✓ 宮城枠：内科、外科、整形、救急、総診を推奨 小児、産婦は特定診療科として義務年限短縮
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間（医療機関に派遣される期間を通算したもの）は、原則として9年間とする。このうち、医師少数区域等の就業期間を4年以上とする等、当該地域における医師確保を十分に図るために必要な期間設定を行う。 ・中途学年から修学資金の貸与を受けた場合は、上記と異なる期間を設定することは差し支えない。この場合も、上記を参考に貸与期間の1.5倍以上の期間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜義務年限＞ ✓ 地域枠：9年間（臨床研修期間を含む） ✓ 自治医：9年間（臨床研修期間を含む） ✓ 東北大枠：6年間（臨床研修期間を含む） ✓ 宮城枠：10年間（臨床研修期間を除く） ※小児、産婦は8年間（臨床研修期間を除く）

項目	国運用指針（令和3年医政発1201第1号）の内容	本県の状況・対応方針
対象医療機関等	<p>・臨床研修は、原則として、当該都道府県内の臨床研修病院において行う。</p> <p>・臨床研修修了後についても、原則として、当該都道府県内の医療機関において就業する。</p> <p>・就業先の設定に当たっては、医師少数区域等の医師確保と、対象医師の能力開発等が両立されるよう留意すること。</p>	<p><臨床研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域枠：県内（仙台市内を含む） ✓ 自治医：県内（仙台市内を含む） ✓ 東北大枠：県内（仙台市内を含む） ✓ 宮城枠：制限なし（義務対象外） <p><臨床研修後の配置先></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域枠：県内の自治体病院等 ✓ 自治医：県内の自治体病院等 ✓ 東北大枠：県内の自治体病院等 ✓ 宮城枠：調整中
対象期間の一時中断等	<p>・キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや大学院進学、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能とされている必要がある。</p> <p>・海外留学や大学院進学等について、どの程度認めるかは、都道府県ごとに整理し、事前に公表するものとする。</p>	<p><出産・育児等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全医師共通：産前産後休暇 → 義務年限に算入 育児休業 → 義務年限に算入しない <p><大学院進学について></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域枠：猶予期間の範囲内において可能 ✓ 自治医：義務に支障のない範囲内において可能 ✓ 東北大枠：猶予期間の活用により可能 ✓ 宮城枠：義務に支障のない範囲内において可能 <p><海外留学></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域枠：猶予期間の範囲内において可能 ✓ 自治医：不可 ✓ 東北大枠：猶予期間の範囲内において可能 ✓ 宮城枠：不可

項目	国運用指針（令和3年医政発1201第1号）の内容	本県の状況・対応方針
キャリア形成プログラムの適用	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、地域枠、自治医入学者に対しては、募集要項に記載すること等により、当該入学者の選抜を実施するときまでに、キャリア形成プログラムが適用されることを通知することとする。 ・地域枠、自治医入学者については、入学時に、卒業後にプログラムの適用を受けることについて同意を行うものとする。（令和3年度以前の入学者については、6年生に進級するまでに同意を行うものとする。） ・その他の学生は、希望した際に、同意を行うものとする。 	<p>全医師共通：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和6年度以前に入学した者については、今後、対象者との面談等の機会を活用し、同意書を徴収するものとする。 ✓ 令和7年度以降に入学する者については、各大学と調整の上、募集要項等に「プログラムの適用を受ける」旨、明記し、同意を得るものとする。

(2) キャリア形成卒前支援プランについて

項目	国運用指針（令和3年医政発1201第1号）の内容	本県の状況・対応方針
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①地域枠学生 ②従事要件がある地元出身者枠で入学した学生 ③自治医科大学の学生 ④その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域枠学生 ②該当なし ③自治医学生 ④東北大枠学生・宮城枠学生
対象期間	<p>・キャリア形成卒前支援プランの対象期間は、入学時又は当該プランへの適用の同意を得た時から卒業時までとする。</p>	<p>全学生共通：入学時から卒業時まで</p>
卒前支援プロジェクト	<p>・卒前支援プロジェクトについて、都道府県は、地域医療対策協議会における協議を経て、大学や医療機関等と連携し、地域医療に関する実習や講義等の開催等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の地域医療に従事する意識の向上に資することとする。</p> <p>・卒前支援プロジェクトは原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものであるが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを卒前支援プロジェクトの枠組みに位置付けることや、連動した取組を実施することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従来から実施している医学生夏季セミナーや自治医卒医師や学生を対象とした意見交換会を実施しており、当該取組を卒前支援プロジェクトに設定する。 ✓ また、各大学が実施している地域医療に関するカリキュラムを卒前支援プロジェクトに設定する。
卒前支援プランの適用	<p>・都道府県は、令和5年度以降に大学医学部に地域枠又は従事要件のある地元出身者枠で入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、対象者に対し、事前通知し、入学時に同意を得るものとする。</p>	<p>全学生共通：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和6年度までの入学者に対しては、対象者等との面談の機会を活用し、同意書を徴収する。 ✓ 令和7年度以降の入学者に対しては、各大学と調整の上、募集要項にて事前周知の上、入学時に同意書を徴収する。

4 今後のスケジュール

